

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

〈特別障害者手当〉

●支給対象者

在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

●支給対象とならない方

- ①病院等に継続して3か月を超えて入院している方
- ②施設等に入所している方
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方（限度額は扶養親族数により異なります）

●支給月額

28,840円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

〈障害児福祉手当〉

●支給対象者

在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方

●支給対象とならない方

- ①障害を支給事由とする公的年金を受給されている方
- ②施設等に入所している方
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方（限度額は扶養親族数により異なります）

●支給月額 15,690円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

申請に必要な書類は役場福祉介護課にあります。

※いずれの手当も、原則、医師の診断書により認定されます。

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145
秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22・6228

ちちぶ いきあいセミナー

家族の病と向き合う ～家族療法からみる病気と家族の関係～

大切な家族が病気になった時、あなたはどうしますか？家族の一人が病気になると、家族全体が大きく影響を受けます。また、家族のサポートは病気に好影響を与えることもわかってきています。この講座では、家族療法を専門とする医師が、病気と家族の関係性についてわかりやすく解説します。

このような方に
おすすめします

- 家族の病気にどう向き合えばいいのかわからない
- 介護の負担を感じている
- 家族関係が変化して戸惑っている

日時 2月8日(土) 午後2時開場 午後2時30分～4時30分
場所 秩父市民会館 けやきフォーラム
講師 聖路加国際病院 心療内科 医師 山田 宇以 氏
定員 100人程度（先着順）
入場料 無料
主催 ちちぶ圏域ケア連携会議

問合せ 秩父市立病院地域医療連携室 ☎25・5013 ※土日祝除く

簡単な手話を覚えましょう【第58回】

「アイドラゴンの設置を要望します」の手話表現



3指を伸ばした両手（アイラブユーの手形でドラゴンのひげの様子を表現）を口の辺りから山なりに外へ広げます。



親指側を上にした左手の拳に、右手の手のひらで蓋をするように乗せます。



上向きの左手の手のひらに右手の甲を乗せ2回打ちます。



動画はこちらから

※「アイドラゴン」とは、手話と字幕でさまざまな情報を発信する「目で聴くテレビ」を見るための専用受信機で、災害発生時には「緊急災害放送」も手話で情報の確認をすることができます。

協 力：ちちぶ広域聴覚障害者協会
担 当：福祉介護課 ☎66・3111